

美濃加茂市空き家除却事業補助金交付要綱

平成29年10月31日

告示第94号

改正 令和7年3月19日告示第26号

(目的)

第1条 この告示は、市内にある空き家を除却する者に対し、美濃加茂市空き家除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することによって、空き家の除却を促進し、市民の住環境の改善を図ることを目的とする。

(適用例規)

第2条 補助金の交付に当たっては、美濃加茂市補助金等交付規則（平成25年美濃加茂市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示による。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 旧耐震空き家 昭和56年5月31日以前の基準で建築された空き家をいう。
- (3) 危険空き家 既に倒壊をしている状態、著しく保安上危険な状態、著しく衛生上有害となっている状態、著しく景観を損ねる状態など周辺の生活環境の保全のために放置することが不適切である状態にある空き家のうち、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅に準ずるものとして市長が認めたものをいう。
- (4) 除却工事 建築物及びこれに附属する工作物の全部除却に係る工事をいう。
- (5) 除却事業者 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者（建設業法等の一部を改正する法律（平成12年法律第104号）附則第3条第2項の規定により許可を受けたとみなされる者を含む。）又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録を受けた者であって、市内に住所を有する個人事業主又は市内に本店、支店、若しくは営業所を有する法人（以下「市内業者」という。）又はそれ以外の法人（以下「市外業者」という。）をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事業とする。ただし、当該空き家が2以上の事業の対象となる場合は、いずれか1の事業に限る。

- (1) 空き家除却事業 空き家の除却工事を除却事業者に依頼して行う事業
- (2) 旧耐震空き家除却事業 旧耐震空き家の除却工事を除却事業者に依頼して行う事業
- (3) 危険空き家除却事業 危険空き家の除却工事を除却事業者に依頼して行う事業

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、当該空き家の所有権その他権利を有し、かつ、当該空き家の除却工事ができる者又は所有権を共有する者のうちから合意によって認められた代表者（法人を除く。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市税等の滞納がある者
- (2) この告示に基づく補助金の交付を受けたことがある者
- (3) 美濃加茂市暴力団排除条例（平成24年美濃加茂市条例第10号）に基づく、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象となる空き家)

第6条 補助金の交付対象となる空き家（以下、「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成28年度以降に実施した空家等実態調査の対象となった空き家であること。
- (2) 空き家が現に居住する家屋と同一の敷地内にないこと。
- (3) 補助金の申請時において、所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利者から除却工事について同意を得ている場合は、この限りでない。
- (4) 国、地方公共団体等から補助金の交付を受けて新築、改築、修繕等をした空き家でないこと。ただし、当該補助金の交付決定を受けた日の翌年度の4月1日から起算して、10年以上経過している場合は、この限りでない。
- (5) 空家法第22条第2項の規定による勧告の対象になった特定空家等でないこと。
- (6) 公共事業による補償等の対象となっていないこと。
- (7) その他、市長が特に認める空き家であること。

(補助対象工事)

第7条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象者が発注する補助対象空き家の除却工事であること。

(2) 除却事業者が行う工事であること。

(補助対象経費)

第8条 補助対象経費は、次に掲げる費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

(1) 空き家の除却工事費用

(2) 空き家の除却に必要な仮囲い、足場等の仮設工事に要する費用

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、補助対象経費の額又は国土交通大臣が定める標準除却費に空き家の延べ面積を乗じて得た額のうち少ない方の額に3分の1を乗じて得た額とし、各事業の限度額は、別表のとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 前項に規定する国土交通大臣が定める標準除却費は、補助対象工事を実施する年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」に定める除却工事費とする。

(交付申請の期日)

第10条 規則第8条第1項の規定による期日は、補助金の交付を受けようとする年度の11月15日とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第11条 規則第8条第2項第1号の規定による事業計画書は、美濃加茂市空き家除却事業計画書（様式第1号）とする。

2 規則第8条第2項第4号のその他市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助対象空き家の位置図

(2) 空き家の登記事項証明書、固定資産税納税義務者証明書又は所有者及び建築年を確認できる書類

(3) 補助対象工事に要する費用の見積書の写し

(4) 配置図

(5) 現況写真

(6) 請負契約を締結する事業者が解体事業者であることを証する書類の写し

(7) 所有権を共有する者がいるときは、空き家除却同意書（様式第2号）

(8) その他市長が必要と認めるもの

(実績報告の期日)

第12条 規則第18条第2項第1号の規定による期日は、当該事業完了後60日又は申請した日の属する年度の1月31日のいずれか早い日とする。

(実績報告)

第 13 条 規則第 18 号第 2 項第 1 号の規定による事業実績書は、美濃加茂市
空き家除却事業実績書（様式第 3 号）とする。

2 規則第 18 条第 2 項第 3 号のその他市長が必要と認める書類は、次の各号
に掲げるものとする。

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 除却工事終了後の写真
- (3) 除却工事に要した費用の分かる領収書
- (4) 産業廃棄物管理票（建設系廃棄物マニフェストE票）の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(委任)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市
長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

別表

<u>事業名</u>	<u>除却事業者</u>	<u>限度額</u>
空き家除却事業	市内業者	15 万円
	市外業者	10 万円
旧耐震空き家除却事業	市内業者	20 万円
	市外業者	10 万円
危険空き家除却事業	市内業者	30 万円
	市外業者	20 万円

様式第 1 号（第 11 条関係）

様式第 2 号（第 11 条関係）

様式第 3 号（第 13 条関係）